

# LAW FIRM PROFILE



ONE ASIA  
LAWYERS



# CONTENTS

- ◆はじめに
- ◆事務所の特徴
- ◆事務所の体制
- ◆顧問契約
- ◆主な業務内容

## M&A

統括会社設立・アジア子会社再編  
不動産  
紛争解決  
労働法  
コンプライアンス対応・不正調査  
ファイナンス  
知的財産  
ベンチャー企業支援  
アジア移住支援・ウェルスマネージメント

- ◆ One Asia Lawyers Group の提携事務所の紹介

## 日本国内拠点

東京・大阪・福岡・京都  
シンガポール提携事務所  
タイ提携事務所  
マレーシア提携事務所  
ベトナム  
インドネシア提携事務所  
フィリピン提携事務所  
カンボジア提携事務所  
ラオス提携事務所  
ミャンマー提携事務所  
南アジア提携事務所  
オーストラリア／ニュージーランド提携事務所  
アラブ首長国連邦 (UAE) 提携事務所  
サウジアラビア提携事務所

## ◆はじめに

# 日本とアジアをつなぐワン・ストップでシームレスな法律のプラットフォームを創造します。

アジアの経済発展・人口増加等に伴い、アジアに展開する日本企業が増加しています。One Asia法律事務所は、日本はもちろん、アジア各国の法律に関するアドバイスを、アジア各国のネットワークを基礎として、シームレスに、ワン・ストップで提供するために設立された法律事務所です。

当事務所メンバーは、日本はもちろん、アジア各国での業務経験を積み、日本、アジア各国の法律実務に精通した専門家等で構成されています。日本、アジアに現地オフィスを構え、また現地の法律事務所と提携することにより、アジア各国の法律に関するアドバイスを一括して提供できる体制を整えることに注力しております。

## One Asia法律事務所と弁護士法人One Asiaについて

「One Asia 法律事務所」（英語表記：One Asia Lawyers）は、弁護士法人 One Asia（第二東京弁護士会所属 | 英語表記:Law Corporation One Asia）及び共同事業関係にある弁護士の集合体にて、構成される法律事務所です。

なお、本パンフレットにおける「One Asia 法律事務所」および「当事務所」は、特段の指定のない限り、上記共同事業体としての One Asia 法律事務所を指します。

## One Asia lawyers Groupについて

One Asia Lawyers Group は、ASEAN、南アジア諸国及びオセアニアの法律に関するアドバイスを、各国のネットワークを基礎として、シームレスにワン・ストップで提供するために設立された、独立した法律事務所のグループです。One Asia 法律事務所は、One Asia Lawyers Group の日本のメンバーファームです。



## ◆ 事務所の特徴

### 日本、アジア全域の法律に関するアドバイスを、ワン・ストップで提供します。

アジア地域の経済発展に伴い、日本企業はアジア全域を一つのビジネス圏として捉え始めています。当事務所は、そのような日本からアジア各国に展開する日本企業のニーズに応えるため、日本各地のほか、アジアにも現地オフィスを構え、また現地の法律事務所と提携して、アジア全域の法律をあたかも「一つの法域」かのように捉え、ワン・ストップで一括して、アジア各国の法律に関するアドバイスを提供するためのプラットフォーム (One Asia Lawyers Group) を創り上げております。

このため、クライアントが日本、アジアそれぞれの法域において、別々の窓口・事務所を起用する必要性を排除し、一つの窓口とのみ対応することで、日本、アジア各国の法律に関するアドバイスを一体的に受けることが可能です。

### 現地弁護士と日本人弁護士が綿密に協働してアドバイスを提供します。

当事務所においては、各現地オフィス・提携事務所と連携して、日本、アジア現地法のアドバイスを提供できる体制を整えていることはもちろん、アジア各国のオフィス・提携事務所に日本人弁護士・スタッフを配置し、日本語でサービスを提供できる体制を整えております。

現地の日本人弁護士・スタッフは、アジア各国の弁護士とのコミュニケーションを行う役割にとどまらず、アジア各国に自ら身を置き、自身でアジア各国の法律の研究、実務経験を積んでおります。そのため、現地の法律の知識に裏打ちされながらも、現地の商慣習、実務慣行などを理解した上で、現地に根付いたプラクティカルなアドバイスを提供することが可能となっております。

### 日本、アジアの社会・法曹教育の発展に貢献します。

日本社会に貢献するだけでなく、当事務所はアジアの社会に貢献します。アジア諸国の発展のため、アジア諸国の法律家の受け入れ、育成、アジア諸国における無料法律相談の実施、アジアのロースクール・法律事業への寄付・支援活動などを積極的に行います。

現地の法制度は、未発展な部分、又は法律が制定されていても実務の運用が積み重ねられていないケースもあります。法律の整備や適切な運用に向けた教育、普及活動に日本人弁護士、専門家として、貢献していきたいと強く考えています。

## クオリティ・スピード・フィーの3つの要素にとことんこだわったサービスを提供します。

当事務所は、クライアントの日本、アジア各国における成長を支援するため、クオリティ、スピード、フィーの3つの要素にこだわった法律業務を提供します。

### 1 クオリティ

クライアントの長期的な利益の最大化のため、多角的観点から、考え抜く組織を目指します。法律事務所の最も重要な資産は、知識、思考能力を有したスタッフですが、全てのスタッフはクライアントの利益の最大化、問題の解決のために、「考え抜く」ことにこだわります。そのため、我々は、人の教育、知識の集積・研鑽に、とことん投資をする組織を目指します。また、「考え抜く」際には、様々な視点、種々の観点から考えることにこだわります。国籍、性別、年齢、経験、文化、慣習の異なったチームメンバーを組み込み、異なった視点からの意見を集約し、合議を行うことにより、最も適切な解決策を追求します。

### 2 スピード

誰よりも早く回答する。現在の目まぐるしく変化するビジネス環境において、スピードは法律サービスのコアのひとつです。このスピードを追求するためにも、普段から研鑽を積み、圧倒的な知識の集約、研鑽、業務の効率化を図ります。また、クライアントの緊急の問題に答えるため、常にコンタクトができる専門家を目指し、クライアントからコンタクトのしやすい法律事務所を目指します。

### 3 フィー

日本、アジア現地で成長するために、コストの意識は欠かせません。そのため、適切なフィーでサービスを提供します。そして、そのため平素から知識の集約、ノウハウの構築に努め、その努力をクライアントに還元します。

## 日本の法律家の真の国際化のための活動を行います。

日本の法曹業界は、国際化の波を受け、大きく変動しています。当事務所は、日本の法曹界の発展のため、アジア各国の現地オフィス・提携事務所においてインターン生の受け入れ、講演活動、シンガポール法弁護士資格などのアジア各国の法曹資格の取得支援活動などを通じて、日本の法律家の真の国際化の支援活動を行います。

そして、日本人弁護士が、アジア各国のローカルの弁護士とともに各国の法律を研究し、きめ細かな業務を行うことで、日本人弁護士の活動領域を広げ、真の国際的弁護士、真の国際的法律事務所を目指します。

## ◆ 事務所の体制

### アジア各国におけるシームレスなサービスの提供 日本人弁護士と現地弁護士との協働体制

当事務所の一番の強み・特徴は、アジア各国に現地オフィス・提携事務所を有し、ワン・ストップでアジア各国の法律に関するアドバイスを提供することが可能であることです。このため、クライアントは、一つの窓口のみとやりとりをすることで、アジア各国の法律に関するアドバイスを包括的に受けることが可能です。

さらに、現地オフィス・提携事務所に現地弁護士・資格取得者・スタッフが勤務していることはもちろん、現地にはアジア各国にコミットした日本人弁護士・スタッフが常駐しております。かような日本人弁護士・スタッフは、現地オフィス・提携事務所にて日々、現地の法律実務の研鑽を積んでおります。上記のように、現地オフィス・提携事務所の弁護士資格者と所属の日本人弁護士が連携・協働することにより、依頼者の方々に、アジア全域におけるシームレスな、そして、現地の最新の情報に基づいた適切なリーガルサービスを提供できる体制を整えております。

また、現在、多くの日系企業が、豊富な人口と安価な労働力を背景に急速な経済発展をとげている南アジアに熱い視線を注いでいる状況です。当事務所ではこのような顧客のニーズにこたえて、南アジアプラクティスを強化し、南アジアに常駐する日本人弁護士と現地弁護士が協働する形で、きめこまやかなリーガルサービスを提供する体制を、南アジア5か国(インド・バングラデシュ・スリランカ・ネパール・パキスタン)で整えています。

### 人材・教育／コモン・ローとシビル・ロー弁護士の交流

当事務所では、One Asia Lawyers Group内での勉強会、若手弁護士向けセミナー、現地オフィス・提携事務所の弁護士による各国法勉強会、提携事務所での研修、ローカルスタッフのための法曹資格取得奨励制度等の教育制度を通じ、お客様に最新の情報・有益なサービスを提供できるよう、人材の育成に努めております。

また、One Asia Lawyers Groupでは、グループに参画している各国のオフィスのメンバーが、別の国のオフィスにて勤務し、他国の法律を習得するシステムも採用しております。これにより、日本、アジア各国の法律に関するアドバイスをボーダレスに提供できる体制を整えております。

さらに、例えば東京オフィスの日本法弁護士やベトナム現地オフィスのベトナム法弁護士が、シンガポール提携事務所にて勤務し、経験を積んだ後、シンガポール法弁護士資格を取得する制度も確立しております。これによって、コモン・ローの弁護士と、シビル・ローの弁護士資格の両方を有するバランスのとれた弁護士の育成が可能となっております。

### クロスボーダーでのチーミング／情報共有体制

当事務所は、ITシステムにより海外の現地オフィス・提携事務所と繋がり、各国の弁護士がいつでも必要な情報にアクセスできる環境、スムーズにコミュニケーションを取ることができる環境を整えております。また、当事務所は、海外の現地オフィス・提携事務所とテレビ会議システム・電話会議システムで繋がり、どこからも各国の法律情報を迅速に提供できる体制(クロスボーダーでのチーミング、情報共有体制)を整えております。

## ◆ 顧問契約

### アジア全域一括顧問

近年のアジア各国の急速な経済発展により、日本企業は、アジア諸国への進出に留まらず、アジア諸国全体を広く、一つの一体的なビジネス圏として捉える傾向にあります。そのため、アジア各国に同時並行的に進出したいというご依頼、アジア各国の法的アドバイスを一括で受けたいというご依頼が増加しております。しかし、アジア各国の法律、法慣習は各地によって異なり、シビル・ロー、コモン・ローに分かれており、アジア各国に法務担当者を配備することは容易ではありません。

当事務所においては、アジア各国にオフィス・提携事務所を有し、各国弁護士資格者・各国にて勤務する日本人弁護士を擁する強みを生かし、「アジア一括顧問契約」という形で各国における法務顧問業務を承っております。例えば、アジア一括顧問契約においては、アジア各国の基本的法律情報の提供（新法の設定についてのアラート）、基本的な法律のアドバイス（会社法、労働法など）、基本的取引契約のレビュー（売買基本契約、雇用契約など）をワン・ストップで提供させていただいております。これにより、アジア各国に法務部を配備したのと同様の効果を、低コストにて実現可能としております。

もちろん、全域一括顧問だけではなく、法域の選択も可能であり、各社のアジアの展開の状況に応じたテ일러メイドな顧問契約の提供が可能です。

### グローバル内部通報制度 (Global Whistle-Blowing System)

Global Whistle-Blowing System (GWS)は、日本国内だけではなく、グローバルでのコンプライアンス規定の整備、内部通報制度窓口の設置における、One Asia Lawyers Groupが提供しております法的支援です。近年、経営のグローバル化が進み、コンプライアンスの徹底は、日本国内だけではなく世界全体で必須となってきています。

One Asia Lawyers Groupは、日本だけでなくアジア各国にオフィス又は提携事務所を有していることから、日本・アジアその他各国の弁護士によるレビュー・監修を受けた、グローバルなコンプライアンス規定の整備及び内部通報制度窓口の設置における法的支援の提供が可能です。上記のように、One Asia Lawyers Groupは、日本・アジアその他各国において実際に不正事案等が発生した場合においても、各国の弁護士が迅速に対応することができる体制を整えております。

### アジア全域法令情報提供サービス (Asia Law 360)

Asia Law 360は、アジア全域に展開する日本企業・グローバル企業のために、アジアの法令情報を網羅的に提供する網羅的アジア法令情報提供サービスです。アジアは、英米法、判例法などが複雑に関連しており、単一的な法体系ではなく、またタイ語やインドネシア語など言語も様々であり、情報の獲得や整理は困難を極めます。

そこで、Asia Law 360では、会社法、労働法、個人情報保護法や贈収賄関連法など各アジア法域における官報、公告などを網羅的に確認した上で、公表された法令等をリストアップし、現地弁護士・専門家が日本企業・グローバル企業にとって影響を与える法令を選択し、簡易な概説を加えたうえで、クライアントの皆様と共有をさせて頂く体制を構築しております。



## ◆ 主な業務内容

### M&A

国際的スタンダードと現地法制への深い理解をもとに、アジア諸国におけるM&Aを成功に導きます。特に、アジア各国のオフィス・提携事務所との協働のもと、アジア横断的なM&Aに対応しております。

アジア諸国におけるビジネスの拡大を目指す日本企業にとって、M&Aは最も重要な戦略の一つです。

当事務所においても、アジア諸国におけるM&Aに関するサポートを、最も重要なプラクティスのひとつと位置付けており、アジアにおける外資規制チェック、ストラクチャリング、デュー・ディリジェンス、株式譲渡契約・株主間契約・合弁契約などの契約書作成・交渉、取引実行、取引実行後の統合のためのサポート (Post Merger Integration) 等について、各国の現地オフィス・提携事務所と連携の上、実践的なリーガル・アドバイスを提供しております。

特に、当事務所においては、国際的なM&AのスタンダードとローカルのM&Aのプラクティスの融合に力を入れており、アジアにお

ける実務経験が豊富な弁護士が、国際的なM&Aのスタンダードを理解した上で、各ローカルの法域の法律・言語・商習慣・文化・宗教に根差した、実務的なアドバイスを提供しております。

さらに、当事務所は、各国に現地オフィス・提携事務所を有している点を生かし、アジア横断的なM&Aの案件に数多く対応しております。例えば、シンガポールの企業の買収であるものの子会社がインドネシア・マレーシア・ベトナムに存するなど、アジア横断的なM&Aについて、各国の現地オフィス・提携事務所と協働・連携し、ワンストップで対応することが可能です。

### 統括会社設立/ アジア子会社再編

アジアにおける統括会社設置を検討する企業のため、日本および現地における最新の法律・税制・優遇政策などを前提に、アジア統括会社の選択・設立・再編に関する一気通貫のアドバイスを提供しております。

現在、アジア諸国は統括会社に関する優遇税制・政策をそれぞれ整えており、外国企業の統括会社の誘致を進めております。

かつて日本企業は、シンガポール・香港などを視野に入れて統括会社の設置・再編を進めてきました。しかし、今般、タイ・マレーシアなども魅力的な統括会社に関する優遇政策・税制を創設しており、かようなアジア諸国の優遇政策・税制を比較検討のうえ、各クライアントのビジネス・戦略・人員配置などを考慮の上、最も適切な統括会社の設置先を選択する必要があります。

当事務所では、アジア諸国における統括会社設置に関し豊富な経験を有する専門家が、アジア諸国の優遇政策はもちろん、日本の会社法などの種々の論点を考慮に入れたうえで、最も適切な統括拠点の選択、具体的な再編のための手続きなどに関するリーガルアドバイスを提供しております。(なお、当事務所では税法のアドバイスを行っておらず、外部の税務の専門家とチームを組んでアドバイスを行っております。)

### 不動産

アジア各国及び日本の不動産法制・商慣習への理解を前提に、アジア各国及び日本への不動産投資に関するアドバイスを提供しております。

日本企業のアジア各国への投資の最も重要な分野が不動産投資であり、また日本企業のみならずアジア各国の企業及び投資家にとって日本の不動産は諸外国と比較して高い利回りの投資商品です。当事務所では、アジア各国及び日本における不動産に関するアドバイスを最も重要な業務分野のひとつと位置付けております。

不動産法制は国によって大きく異なり、外国資本の企業には不動産の所有について制約が課されている場合もあります。当事務所では、不動産案件に関する豊富な経験を有する専門家が、アジア各国の現地オフィス・提携事務所における専門家と連携し、アジア各国

及び日本における不動産に関するリーガルアドバイスを提供しております。具体的には、売買契約、賃貸借契約、担保設定契約、ローン契約など様々な不動産に関する契約書の作成・レビュー、税務・倒産隔離などを考慮に入れた外国企業が投資する際の不動産投資スキームの検討、コンドミニアムなどの居住用施設、ショッピングモールなどの商業用施設、ホテル・リゾートなどの開発に関する契約書の作成・レビューなどを行っております。

また、M&A案件における不動産関連のデュー・ディリジェンスにも対応しております。



## 紛争解決

国際仲裁、訴訟、債権回収など、アジアにおける多種多様な紛争において、クライアントの権利実現のため、実践的なリーガルアドバイスを提供します。

日本経済の国際化、日本企業の海外展開に伴い、企業間、企業・政府間の国際的な紛争も急激に増加しております。

当事務所では、訴訟・仲裁をはじめとする紛争解決に関する業務を主力業務の一つとして取り組んでおります。

### 1 国際仲裁

今般、国際的な事件の解決手段として、国際仲裁が利用されるケースが飛躍的に急増しております。国際仲裁は高度な専門性が必要とされる法分野であり、国際仲裁に関する専門的な知見・実務経験が必須です。

当事務所においては、国際商業会議所 (ICC) はもちろん、シンガポール国際仲裁センター (SIAC)、クアラルンプール地域国際仲裁センター (KLRCA)、ベトナム国際仲裁センター (VIAC)、インドネシア仲裁委員会 (BANI) などアジア各国における仲裁において代理人・仲裁人として執務経験のある弁護士が、実践的・戦略的なアドバイスを提供しております。

### 2 アジア各国訴訟対応

現地の裁判所は、日本の裁判所とは全く異なる制度・実務となっ

ており、現地の裁判手続きに関する高度な知識と戦略が必要となります。

当事務所は、各国の現地オフィス・提携事務所の裁判手続きに関する豊富な経験を前提に、アジア各国における専門家と連携し、アジア各国における民事争訟、会社法関係争訟、知的財産争訟、労働争訟、税務争訟、消費者関連争訟、企業刑事争訟など、企業が巻き込まれる可能性のある様々な紛争の解決に対応しております。

### 3 アジア各国資産調査・債権回収

アジア各国においては資産の調査が容易ではなく、資産調査ができなかったために、債権の回収を断念せざるを得ない日本企業も後を絶ちません。

当事務所では、アジア各国の現地オフィス・提携事務所の資産調査の専門家等と連携し、迅速にアジア各地における資産調査を行うことができる体制を整えております。また、当該資産調査の結果をもとに、裁判・仲裁手続などの法的手続を実効的に行い、企業のアジアにおける債権回収に関するアドバイスを提供しております。

## 労働法

アジア諸国の労働法制・慣習への深い理解と実務経験に根差し、アジア諸国における労働法に関するアドバイス、労働争訟への対応、ビザ・出入国関連のアドバイスを提供します。

### 1 アジア各国労働法アドバイス

当事務所においては、各国の現地オフィス・提携事務所の労働法制・慣習に造詣が深い専門家と協働し、幅広い労働問題について実務的なリーガルアドバイスを提供しております。

具体的には、アジア諸国での就業規則や雇用契約の作成、人事異動、懲戒、解雇（整理解雇）の戦略立案、労災、退職後の競争禁止義務などの労働法関連のコンプライアンス、労働条件変更に関する助言といった典型的な問題に加えて、セクシャルハラスメント・パワーハラスメント、メンタルヘルス、非正規雇用といった時代の変遷に伴って生じている様々な新しい問題について対応しております。

さらに、アジア諸国での多数のM&A・企業再編に対応しており、M&A案件における労務関連のデューデリジェンス、再編に関するアドバイスにも対応しております。

### 2 アジア各国労働争訟対応

当事務所では、アジア各国に現地オフィス・提携事務所がある利点を生かし、アジア各国における専門家と連携し、労働法関連の紛争において、様々な業種の依頼者を代理しております。

具体的には、解雇や人事異動を契機とする労使紛争における民事訴訟・労働審判・労働仲裁での救済手続における依頼者の代理等に数多く対応しております。

### 3 ビザ・労働許可、出入国関連

アジア諸国におけるビジネス拡大のためには、人員配置も非常に重要であり、円滑なビザ・労働許可の取得は必須です。当事務所においては、アジア各国における専門家と連携し、アジア諸国においてビザ・労働許可の取得に関する助言や申請代行を行っております。

また、当事務所のアジア各国の現地オフィス・提携事務所には、入国管理規制や外国人労働規制に精通した弁護士が勤務しており、問題発生時には現地にて迅速に問題解決に向けて対応をします。

# ◆ 主な業務内容

## コンプライアンス対応/ 不正調査

アジア各国の子会社等のコンプライアンス体制の構築・危機管理ネットワークの構築、有事における不正調査をサポートし、アジア進出・展開に際しての企業リスクを最小化します。

グローバル化が進展する中、企業のコンプライアンス違反はもはや一か国の法的問題にとどまりません。当事務所では、アジア各国の現地オフィス・提携事務所が連携し、平時におけるコンプライアンス体制・危機管理ネットワークの構築に関するリーガルアドバイス、有事における不正調査を行っております。

### 1 コンプライアンス体制・危機管理ネットワークの構築(平時対応)

当事務所では、各国の現地オフィス・提携事務所の豊富な実務経験を活かし、アジアにおいて日本企業のリスクを最小限にするために最も効率的な内部統制・コーポレートガバナンス体制の設計に関するアドバイスを提供しております。

具体的には、コンプライアンス・プログラムやコンプライアンス・マニュアルの策定、企業における内部通報制度の設計・窓口としての対応などはもちろん、コンプライアンス研修講師の派遣をはじめとした本社・現地法人の役員・従業員などの意識改革などに関

するプログラムの実施など、幅広いリーガルサービスを提供しております。

### 2 不正調査(有事対応)

アジアにおける不祥事などの有事発生時において、アジア各国の現地オフィス・提携事務所との連携をもとに、迅速に対応しております。

具体的には、アジア各国の法律・規制の把握を前提に、関係当局による調査・捜査への対応、監督官庁等の官公庁への対応、マスコミに対応などに関する助言、不祥事発生の原因となった事実の究明と、再発防止策の策定などを行っております。

上記の業務を行うにあたっては、平素から関係当局・専門家との関係を構築し、アジアにおける実務経験を有する弁護士が関与することにより、実践的・効果的なアドバイスを提供することを心がけております。

## ファイナンス

アジア諸国における買収ファイナンス、ストラクチャード・ファイナンス、担保付ファイナンスなどあらゆる金融取引に関して、最先端の技術と現地法制の深い理解に基づいてストラクチャリング、契約書作成、現地企業との交渉などの法的サービスを提供しています。

アジア諸国に向けてのファイナンス取引においては、ファイナンスの最先端の技術と現地法制知識(金融法、担保法、証券取引法、会社法、不動産法、知財法など)の理解が必要不可欠です。

当事務所では、先進国での最先端の金融取引に関する幅広い知識と経験を有する弁護士が、現地弁護士との協働のもと、現地法制の深い理解に基づいて、アジア各国に向けてのファイナンスの法的支援を提供しています。

アジア各国では、未だ金融取引法制の整備が進められている法域もあるため、最新の現地の金融取引法制の整備状況に基づいて

取引をストラクチャリングしなければなりません。また、不動産法制や担保法制は各国でその歴史的な背景に基づいて独自の法制度が構築されており、現地に根付いて現地法を深く理解していなければ、適切に担保権を設定することができません。

日本人弁護士がアジア諸国に根付いて一体的に法的サービスを提供している当事務所グループならではの、ファイナンスの国際的な最先端の技術と深い現地法制の理解に基づくファイナンス取引の法的支援を行っております。

## 知的財産

知的財産の保護は日本企業のアジア進出・展開の鍵、日本企業のアジアにおける知的財産権の保全を戦略的かつ総合的にサポートします。

アジアにおいてビジネスを展開するにあたり企業価値を最大限に発揮するために、保有する知的財産権の適切なリーガルプロテクトを構築することがますます重要となってきています。

アジア各国では、海賊版・模造品問題、商標権侵害問題などを筆頭に、多くの日本企業が知的財産権に関する紛争に直面しています。また、知的財産に関する法制度や運用は、新しい技術・表現を保護するという知的財産法の性質上、常に変化し続けます。特にアジア

各国では知的財産権に関する法改正の動きが激しく、変化に即した適切な法的対応が不可欠です。

当事務所では、アジア各国に常駐し、最新の法律、実務に精通した専門家による、戦略的な知的財産保全に関するリーガルアドバイスを提供することが可能であり、商標、特許の申請・登録から、侵害訴訟対応など紛争解決に至るまで、知的財産法分野に関するアドバイスを総合的に提供しております。

## ベンチャー企業支援

ベンチャー企業こそアジア進出が必須な時代、ベンチャー企業のアジアにおける進出・展開を総合的に支援します。

アジアへの展開は必ずしも大企業だけのものではなく、むしろベンチャー企業にこそ求められています。特に、大企業がまだ進出していないアジアだからこそ、先駆的な展開がベンチャー企業には求められています。

しかし、起業時に法律関係にまでリソースを割くことができずに、株主間、パートナー間の取り決め、従業員、取引先等との契約関係などの法的な整備が後回しにされているベンチャー企業が多く存します。特に、アジア各国における会社法・労働法などが日本とは大きく異なるにもかかわらず、日本の定款・就業規則・契約書などをそのまま利用しているベンチャー企業も多いのが現状です。経営権の争奪、株主・パートナー間の利益分配、株主・パートナーが会社を離れる際の利益・負債の分配、労務管理、技術やアイデアの帰属、取引先とのトラブル等といったリスクは、契約書の作成等の社内外の法的環境未整備により生じることが多く、会社経営のあらゆる段階で紛争を顕在化・現実化する危険性を秘め

ており、これはアジアへの進出・展開時においても同様です。

当事務所では、企業法務に深い知識と経験を有する弁護士が、起業家・ベンチャー企業経営者に自らの業務に注力して頂くべく、「ベンチャー企業の法務部」として日々の業務に潜むリスク回避に努め、ベンチャー企業の将来の成長のための法的サポートを行います。特に、アジア各国における法律知識を生かし、アジアに一举に展開を目指す日本企業に対して、小回りの良いサービスを提供いたします。

具体的には、会社設立、ビザの申請、商標登録などはもちろん、アジア各国における株主間契約作成、優先株式発行など特殊な株式の発行に関するアドバイス、ストックオプションなどの設計、就業規則・労働契約書の作成などを合理的な価格でサポートしております。また、アジア全域顧問契約によって、アジア全域に対する総合的なベンチャーサポートを提供することも可能です。

## アジア移住支援/ ウェルスマネジメント法務

アジア各国への移住に際する法的アドバイス、資産管理会社・トラストの設立、国籍・永住権・ビザの取得のサポートなど、経営・税務・相続・教育などを考慮し、アジアに生活の基盤を移すクライアントの多様なニーズに応じたソリューションを提供します。

### 1 アジア移住支援

経済事情、経営、税務、相続、教育などの様々な事情により、日本からアジア各国に生活の基盤を移される日本人が増加しており、当事務所は、かようにアジア各国に生活の基盤を移す際に発生する種々の問題についてアドバイスを提供しております。具体的には、日本の税法・各国の税法を考慮し、どの時点で、どの国にどのような法的なビークル(資産管理会社など)を設立すればよいか、どの国でどのような居住形態(国籍取得、永住権、ビザなど)をとればよいのか、経営、税務、相続、教育など様々な観点を考慮した上で、アドバイスを提供しております。

### 2 ウェルスマネジメント法務

グローバル化が進む中で、アジア各国に生活基盤を移される方はもちろん、日本に居住しながら海外に資産を保有するクライアント

が増加しております。当事務所においては、かようなクライアントに対し、相続対策、事業承継対策等を含むウェルスマネジメントに関するアドバイスを提供しております。資産管理会社、トラストの設立・運営についてのアドバイスなど、クライアントのニーズに応じたソリューションを提供しております。

### 3 アジアにおける親族・相続法

当事務所は、アジア各国のオフィス・提携事務所と連携し、アジア移住後の相続案件に対するサポート、遺言の作成、トラストの設定等の相続対策、国際結婚・離婚等親族に関する紛争等、クロスボーダーのアジアにおける親族・相続法に関する案件に対応しております。

# One Asia Lawyers Group 日本国内拠点

## One Asia 法律事務所

### 東京オフィス / Tokyo Office

連絡先

**Tel** +81-3-6550-9000 **Fax** +81-3-6550-9905

**Email** yoshiro.tsuchitori@oneasia.legal / tetsuo.kurita@oneasia.legal

**Address** One Asia 法律事務所  
〒100-6031 東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビルディング31階



### 大阪オフィス / Osaka Office

連絡先

**Tel** +81-6-6311-1010 **Fax** +81-6-6311-1017

**Email** satoru.ezoe@oneasia.legal

**Address** One Asia 法律事務所 大阪オフィス  
〒530-0047 大阪市北区西天満4-4-18 梅ヶ枝中央ビル403



### 福岡オフィス / Fukuoka Office

連絡先

**Tel** +81-92-731-7074 **Fax** +81-92-731-7085

**Email** tomonari.koshiji@oneasia.legal

**Address** One Asia 法律事務所 福岡オフィス  
〒810-0035 福岡市中央区梅光園1丁目2-5 テラス六本松3階



### 京都オフィス / Kyoto Office

連絡先

**Tel** +81-75-662-8867 **Fax** +81-75-662-8865

**Email** takashi.watanabe@oneasia.legal

**Address** One Asia 法律事務所 京都オフィス  
〒601-8047 京都市南区東九条下殿田町43  
サラメルクリオ アルチボ A204





## Japan Firm Members

栗田 哲郎	グループ代表パートナー弁護士 (シンガポール法 (FCP)・日本法・アメリカNY州法)
土取 義朗	東京オフィス代表パートナー弁護士 (日本法)
江副 哲	大阪オフィス代表パートナー弁護士 (日本法)
越路 倫有	福岡オフィス代表パートナー弁護士 (日本法)
渡邊 貴士	京都オフィス代表パートナー弁護士 (日本法)
松宮 浩典	パートナー弁護士 (日本法)
水関 寿量	パートナー弁護士 (日本法)
國分 吾郎	パートナー弁護士 (日本法)
古田 雄哉	パートナー弁護士 (日本法)
丸山 和夫	パートナー弁護士 (日本法)
杉山 浩司	パートナー外国法事務弁護士 (アメリカNY州法)
山田 博貴	アソシエイト弁護士 (日本法)
黒崎 裕樹	アソシエイト弁護士 (日本法)
小出 将夫	アソシエイト弁護士 (日本法)
太田 千遥	アソシエイト弁護士 (日本法)
朝倉 由美	アソシエイト弁護士 (日本法)
畑 友広	アソシエイト弁護士 (日本法)
川島 明紘	アソシエイト弁護士 (日本法)
山本 博人	アソシエイト弁護士 (日本法)
志村 公義	パートナー弁護士 (日本法) (インド出向中)
伊奈 知芳	パートナー弁護士 (日本法) (シンガポール出向中)
藤原 正樹	パートナー弁護士 (日本法) (タイ出向中)
村上 暢昭	パートナー弁護士 (日本法) (カンボジア出向中)
橋本 有輝	パートナー弁護士 (日本法) (マレーシア出向中)
森 和孝	パートナー弁護士 (日本法) (シンガポール出向中)

難波 泰明	パートナー弁護士 (日本法) (フィリピン出向中)
増田 浩之	パートナー弁護士 (日本法) (シンガポール出向中)
吉田 重規	パートナー弁護士 (日本法) (カンボジア出向中)
佐野 和樹	パートナー弁護士 (日本法) (ミャンマー出向中)
松谷 亮	パートナー弁護士 (日本法) (ベトナム出向中)
嶋原 洋平	パートナー弁護士 (日本法) (シンガポール出向中)
池田 稔	オブ・カウンセル弁護士 (日本法)
布井 千博	オブ・カウンセル弁護士 (日本法)
齋藤 彰	顧問・カウンセル
Matthew Starnes	オブ・カウンセル外国弁護士 (カナダ・ケベック州法)
原口 侑子	オブ・カウンセル弁護士 (日本法)
友藤 雄介	外国弁護士
Farhatun Najad Binti Zulkipli	外国弁護士
Sitompul Prisilia	外国弁護士
Clarence Chua Min Shieh	外国弁護士
Zhen Hung Heng	外国弁護士
Reuben Cher	外国弁護士
Mohammad Irham	外国弁護士
黄 秀仁	バラリーガル
小原 英里子	バラリーガル
佐藤 鈴誉	バラリーガル
熊井 甫	バラリーガル

日本国内事務所員数：47名  
(2024年4月1日時点)

アジアに進出ないし投資等の事業活動を行う企業としては、これら各国の法律や規制を把握しておくだけでなく、これらの事業活動に関する経営判断が日本法に基づいても合理的なものであるかを検討・把握しておく必要があります。また、日本との関係性が深化しているこれらの地域からの投資も増加しているところです。

One Asia法律事務所は、東京、大阪、福岡、京都の各都市にオフィスを構え、日本法のプロフェッショナルチームとして、日本各地の企業からの依頼に対して、アジア各国のオフィス・提携事務所と連携しながら、クロスボーダーの案件を取り扱うことはもちろん、国内外のあらゆる

るビジネス法務分野における「ワンストップ・サービス」を提供しております。One Asia法律事務所には、海外企業の買収を含む海外進出案件、海外現地法人などにおける企業不祥事案件、海外紛争案件などのクロスボーダー業務、インフラ関係案件において豊富な経験と実績を有する弁護士が所属し、M&A、会社法関連、労働法関連、建設・不動産、事業再生・倒産処理、アジア・オセアニア進出、ファイナンス・知財、訴訟・仲裁その他の紛争解決等の幅広い分野のリーガルニーズにお応えしてまいります。

# One Asia Lawyers Group シンガポール提携事務所

## Focus Law Asia LLC

連絡先（日本語対応可）

**Tel** +65-6950-0840

**Email** tetsuo.kurita@oneasia.legal

**Address** Focus Law Asia LLC : 16 Raffles Quay #21-01  
Hong Leong Building, Singapore 048581



シンガポールはアジアの中心に位置し、金融、貿易、交通、物流、情報、教育等あらゆる分野におけるアジアのハブとなっており、多くの日本企業がアジアの地域統括本社 (Headquarter) を設置しています。

また、透明度の高い法律、安定度の高い司法制度、汚職の少ないクリーンなビジネス環境、国際性の高い紛争解決制度を有していることなどから、アジア法務・コンプライアンスの中心地としても重要な位置付けを有する法域となっています。最近では、多くの日本企業が、他のアジア諸国における取引・契約においても、安定性・透明性の高いシンガポール法を準拠法とする、シンガポールを仲裁地とするなど、アジアでビジネスを行っていく中で、シンガポール法の重要性は高まるばかりです。

シンガポール提携事務所 Focus Law Asia のジャパングラス代表の日本人弁護士は、国際的法律事務所のチーム・ヘッドとしての勤務経験を有し、日本法弁護士として初めてシンガポール法 (FCP) の資格を取得した弁護士です。また、現地シンガポール弁護士も、元国際的法律事務所のパートナーを務めた弁護士など、国際的水準の弁護士が揃っております。かように、シンガポール提携事務所では、現地日本人弁護士とシンガポール人弁護士が密接に連携し、現地法人設立から、アジア統括会社設立、組織再編、労働法、不動産、裁判所対応、国際仲裁、シンガポール証券市場上場まで精度の高い国際的水準のリーガルサービスを提供する万全の体制を整えております。

### Firm Members

栗田 哲郎	代表弁護士 (シンガポール法 (FCP)・日本法・アメリカNY州法)
伊奈 知芳	弁護士 (日本法)
森 和孝	弁護士 (日本法)
増田 浩之	弁護士 (シンガポール法 (FCP)・日本法)
三好 健洋	弁護士 (シンガポール法)
嶋原 洋平	弁護士 (日本法)
Victoria Wah	弁護士 (シンガポール法)
Edward Ong	弁護士 (シンガポール法)
佐藤 友紀	パラリーガル/オーストラリア法有資格者
小山 菜美子	パラリーガル
Shem Khoo	弁護士 (シンガポール法)
Mark Tan	弁護士 (シンガポール法)
Lim Ker Sheon	弁護士 (シンガポール法)
June Lim	弁護士 (シンガポール法)
Mimi Ahn	弁護士 (シンガポール法)
Hannah Cheang	弁護士 (シンガポール法)
Veronica Teo	弁護士 (シンガポール法)
Gordon Lim	弁護士 (シンガポール法)
Jace Park	弁護士 (韓国法)
Rachel Son	弁護士 (韓国法)
Genesa Tan	弁護士 (シンガポール法)
Jowen Siew	弁護士 (シンガポール法)
Ryan Yap	弁護士 (シンガポール法)
Joshua Ng	弁護士 (シンガポール法)
Christine Chiam	弁護士 (シンガポール法)
Joey Tan	弁護士 (シンガポール法)

シンガポール提携事務所員数：26名  
(2024年4月1日時点)

※ Focus Law Asia LLC は、シンガポール法に基づいて設立された独立したローファームで、One Asia 法律事務所の提携法律事務所となります。



# One Asia Lawyers Group タイ提携事務所

## One Asia Lawyers (Thailand) Co., Ltd./JNP Legal

連絡先（日本語対応可）

**Tel** +66-6-1780-1515

**Email** yuto.yabumoto@oneasia.legal

**Address** One Asia Lawyers (Thailand) Co. Ltd. / JNP Legal:  
Unit 2110-2111, 21st Floor, Interchange 21 Building, Sukhumvit  
Road, North Klongtoey, Wattana, Bangkok, Thailand 10110



タイは、整備されたインフラ、厚い産業集積、充実した投資優遇政策等の投資環境が高く評価され、アジア諸国への輸出拠点として、そして新しいアジアの統括拠点として注目されています。かような背景をもとに、以前から製造業を中心とした多くの日本企業がタイに進出しており、アジア最大の製造業の集積地となっています。現在では、製造業のみならず、不動産、金融、サービス業等の進出も激増し、その重要性は高まるばかりです。

法律面においては、タイ法は日本と同じシビル・ロー（大陸法）に属し、比較的安定性は高いと評価されています。しかし、タイ法独自の解釈・判例も多く、法律や判例が専らタイ語で記載されていることなどから、現地日本企業は注意が必要です。

タイ提携事務所においては、タイ法の知識はもちろんのこと、タイにおける実務の運用に詳しい専門家が、あらゆる法分野に対応できる体制を整えております。現地タイ弁護士は、国際的法律事務所での十分な経験を積み、英語・タイ語に堪能な弁護士です。また、数年に渡りタイで実務を行っている日本人弁護士・スタッフも常勤しており、かような現地弁護士と日本人弁護士が綿密にコミュニケーションを行い、スピーディーかつ高品質なリーガルサービスを提供する体制を整えております。

### Firm Members

藪本 雄登	マネージング・ダイレクター
Nippita Pukdeetanakul	代表弁護士（タイ法）
藤原 正樹	弁護士（日本法）
マーシュ 美穂	マネージャー
千葉 広康	弁護士（日本法）
Galyawat Sompong	弁護士（タイ法）
Nattaphorn Keetrakul	弁護士（タイ法）
Saisuree Aksornsua	弁護士（タイ法）
Panet Paiboontanatorn	弁護士（タイ法）
Aekkawin Tippayaratprontawee	弁護士（タイ法）
Praow Panyasereeporn	弁護士（タイ法）
Nithiwit Insalee	弁護士（タイ法）
Napat Sanguthaivanitkul	弁護士（タイ法）
Sunthareeya Sethawong	弁護士（タイ法）
Pannita Teekayuko	弁護士（タイ法）
Wisoottinun Panja	弁護士（タイ法）
Arun Lakdan	弁護士（タイ法）
Chorpaka Kumchad	パラリーガル
Jantanipa Kittayanurak	リーガルアシスタント
Charunan Thakhe	リーガルアシスタント
Sopita Tubtimdong	リーガルアシスタント
Sasitorn Wiriyapistan	アドミン・マネージャー
Pitchayarpuck Donwicha	アドミン・スタッフ
Apiwath Plengsai	アドミン・スタッフ
Tanapa Sanitnarathorn	アドミン・スタッフ
有泉 司	アドミン・スタッフ

タイ提携事務所員数：26名  
(2024年4月1日時点)

※ One Asia Lawyers (Thailand) Co., Ltd./JNP は、タイ法に基づいて設立された独立したローファームで、One Asia 法律事務所の提携法律事務所となります。

# One Asia Lawyers Group マレーシア提携事務所

## Najad Zul & Associates

連絡先（日本語対応可）

**Tel** +603-2700-3062

**Email** yuki.hashimoto@oneasia.legal

**Address** Najad Zul & Associates:  
Level 41-23, Q Sentral, 2A Jalan Stesen Sentral 2,  
Kuala Lumpur Sentral, 50470, Kuala Lumpur



マレーシアは、タイ、インドネシア、ブルネイと陸上の国境線で接し、シンガポール、フィリピンと海を隔てて近接するという地理的に東南アジアの中心に位置し、シンガポールとともに「東南アジアの優等生」として、アジアの経済において重要な役割を果たしてきました。

マレーシアは、豊富な天然資源と農業で国際的に有名であり、植民地時代からゴム、錫鉱山、天然ガスの輸出国として優れていました。また、経済発展に伴い、半導体製造などのハイテク分野での工業化も進んでいます。

マレーシアの法体系は大部分がイギリスのコモン・ローを法源として成り立っておりますが、マレーシア憲法が最高法規としてマレーシア国民の法的枠組みや権利を定めています。また、銀行業やイスラム教の家族法、相続などではイスラム法が適用されています。これらの法律は、他の人種や宗教の人に適用される従来の法律と共存しています。マレーシアは多文化・多民族国家であり、多様な宗教的実践が尊重され、それに応じて法律が適用される環境を育んでいます。

近年、マレーシアは、アジア国際仲裁センター（AIAC）と呼ばれるASEAN諸国における中立的で効率的、かつ信頼性の高い紛争解決サービスの提供拠点となるべく、そのシステムの整備を図っています。

マレーシアの提携事務所はNajad Zul & Associatesです。Najad Zul & Associatesは、マレーシアの法律事務所であり、マレーシア法および国際法の資格を持ち、国際的な法律事務所や企業で多くの経験を積んだメンバーで構成されています。そのため、M&A、クロスボーダー取引、法令調査、企業法務などの分野につき、プラクティカルなリーガルサービスを提供することが可能となっております。

### Team Members

橋本 有輝	弁護士（日本法）
Farhatun Najad Binti Zulkipli	弁護士（マレーシア法）
Clarence Chua Min Shieh	弁護士（マレーシア法）
Zhen Hung Heng	弁護士 （イングランド及びウェールズ法）
Sharil Ramli	弁護士（マレーシア法）
湯川 怜未	パラリーガル、法律翻訳

マレーシア提携事務所員数：6名  
（2024年4月1日時点）

※ Najad Zul & Associates は、マレーシア法に基づいて設立された独立したローファームで、One Asia 法律事務所の提携法律事務所となります。



# One Asia Lawyers Group ベトナム

## One Asia Lawyers Vietnam

連絡先（日本語対応可）

**Tel** +84 28-3925-5600

**Email** fubito.yamamoto@oneasia.legal

**Address** One Asia Lawyers Vietnam : 6F PLS Building 457-459  
Nguyen Dinh Chieu, Ward 5, Dist.3 HCM City, Vietnam



2011年以降、ベトナム国内経済が停滞したことに伴って、ベトナム政府は、経済の効率化、汚職防止体制の強化、行政・公務員改革等の実施、不良債権処理、国有企業再編などを断行し、ベトナムは急速に資本主義化しています。政治面でも、2013年に憲法改正が行われ、一党体制でありながら、民主的要素を取り入れるといった動きが始まっています。

法律面においても、ベトナムは外資規制の緩和、会社法改正、労働法改正、不動産法改正など、投資を受け入れるための体制が矢継ぎ早に整えられており、ベトナムに進出する日本企業は増加の一途を辿っています。もともと、かような法律の改正が相次いでいるものの、ベトナムにおいては実務の運用が明確ではない部分も未だ多く、法律と実務の乖離も大きく注意が必要です。

ベトナム現地法人においては、法律だけではなくベトナムにおける実務の運用、商習慣に詳しい専門家が、あらゆる法分野に対応できる体制を整え、現地弁護士と日本人弁護士、ベトナム語対応可能な日本人コーディネーターが連携しながら、実務的かつ機敏なアドバイスを行うことを心がけております。

### Firm Members

松谷 亮	代表弁護士（日本法・ベトナム外国登録弁護士）
布井 千博	弁護士（日本法・ベトナム外国登録弁護士）
山本 史	プラクティス・マネージャー
Vo Thi Huong	弁護士（ベトナム法）
Le Thi Anh Dao	弁護士（ベトナム法）
Ho Lac Vu Uyen	ジュニア・アソシエイト
Nguyen Thi Uyen Hoa	ジュニア・アソシエイト
Nguyen Ngoc Anh	ジュニア・アソシエイト
三川 純枝	アカウント
Hoang Truc Giang	アカウント
村上 暢昭	弁護士（日本法・ベトナム外国登録弁護士）

ベトナム提携事務所員数：11名  
(2024年4月1日時点)

※ One Asia Lawyers Vietnam Co.,Ltd は、ベトナム法に基づき設立された弁護士法人 One Asia ベトナム現地法人となります。

※ 弁護士と表記がある者を除いては、弁護士資格を有していません。

# One Asia Lawyers Group インドネシア提携事務所

## DKMS Lawyers

連絡先（日本語対応可）

**Tel** +62-21-50917940

**Email** koji.umai@oneasia.legal

**Address** DKMS Lawyers:  
World capital tower 11th floor, Jl Mega Kuningan Barat  
No.3 Jakarta Selatan 12950



インドネシアは、アジア諸国において人口、面積とも最大の国であり、増加を続ける労働力人口及び豊富な天然資源を背景に、今後アジア諸国で成長が最も期待される国の一つです。

近時、インドネシア政府は、規制緩和及び複雑な各種手続きの簡素化を目的とした経済政策パッケージを打ち出し、積極的に外資誘致を行い、そのための数々の施策を実行しています。このような施策の実行によって、インドネシアでは、投資環境及びインフラが着実に整備され、堅調な市場の拡大がみられます。

日本は、輸出入の両面からみてインドネシアの最大の貿易国の一つです。また、日本からインドネシアへの直接投資は、シンガポール、米国に次ぐ規模であり、多くの分野でますます増加しております。特に、今後数年は、インフラ分野への投資が急速に拡大するものとみられております。

インドネシア提携事務所のメンバーは、会社設立、M&A、契約法務を含む企業法務の幅広い経験に加え、特に、インフラ分野、エネルギー分野及びバンキング・ファイナンス分野で高い専門性と強みを有しております。インフラ分野、エネルギー分野では、インドネシア提携事務所代表の Donke Kahfi を筆頭に、これまでに行政機関、海外投資家を含む多数のクライアントにアドバイスを提供してまいりました。インドネシア提携事務所では、このように経験豊富な現地弁護士と日本人弁護士が協働して、複雑なインドネシア法規制と専門化された領域において、国際水準のリーガルサービスを提供できる体制を整えております。

### Firm Members

Donke Ridhon Kahfi	弁護士（インドネシア法）
馬居 光二	弁護士（日本法）
友藤 雄介	弁護士（アメリカNY州法）
Ryan Mandela	弁護士（インドネシア法）
Sitompul Prisilia	弁護士（インドネシア法）
Achmad Firmansyah	弁護士（インドネシア法）
Mohammad Irham	弁護士（インドネシア法）
Ruth Hanna Simatupang	弁護士（インドネシア法）
Marlindah J Sumampow	弁護士（インドネシア法）
Rahmansyah Arif	弁護士（インドネシア法）
Zulianto Chairul	アソシエイト
Savira Ramadhanti	弁護士（インドネシア法）
Alda Humaira Razak	アソシエイト
Siti Intan Sekarieva	アソシエイト
Shakira Khadijah Suparman	アソシエイト
Hanna Zhulia Putri	アソシエイト
Muhammad Haryadi	アソシエイト
Arum Kasesa Reca	パラリーガル
Yudha Muchty Zain	コマーシャルアドバイザー
Endang Tirawati	産業リレーションシップ アドバイザー
Anastasia Vitazia	税・会計アドバイザー
Rulita Windawati	IPRアドバイザー
Rudi Willem	インフラアドバイザー

インドネシア提携事務所員数：23名  
(2024年4月1日時点)

※ DKMS Lawyers は、インドネシア法に基づいて設立された独立したローファームで、One Asia 法律事務所の提携法律事務所となります。

※弁護士と表記がない者については、弁護士資格を有していません。

# One Asia Lawyers Group フィリピン提携事務所

## SKY LAW (KUA SY & YEUNG LAW OFFICES)

連絡先 (日本語対応可)

**Tel** +632-8241-4617

**Email** yasuaki.nanba@oneasia.legal / masami.oba@oneasia.legal

**Address** SKY LAW (KUA SY & YEUNG LAW OFFICES)  
Unit 2619 AIC Burgundy Empire Tower,  
ADB Ave., Ortigas Center, Pasig City 1605 Metro Manila



フィリピン経済は、1 億人を超える人口・平均年齢 23 歳の若い人口構成、それに伴う消費市場の拡大を背景に、2012 年ころから高成長軌道に乗り、現在もその勢いは衰えず、2017 年の世界銀行の発表によれば、経済成長率は世界第 10 位を誇っています。

公用語が英語であることから、必然的に世界最大級の英語人口を誇っており、BPO 産業も活発で、アジアの成長を支える存在になりつつあります。

One Asia Lawyers フィリピン提携事務所／SKY LAW は、元フィリピン大手法律事務所のパートナーを務めてきたメンバーで構成されております。現地弁護士として、海外進出の際に避けては通れない行政機関への申請手続きの実務的知識が豊富であることに加え、M&A、紛争案件、エネルギー・投資・PPP を主としたインフラ分野、労働関係、個人情報などの社内規定整備、各種契約法務などの案件に多数携わってきました。

One Asia Lawyers フィリピン提携事務所では、ビジネス的観点も含めた法律アドバイスを提供しており、他のファームとも密接に連携し、精度の高い国際的水準のリーガルサービスを提供する体制を整えております。

### Firm Members

難波 泰明	弁護士 (日本法)
大場 正巳	弁護士 (フィリピン法)
Cainday Jennebeth	弁護士 (フィリピン法)
Kesterson T. Kua	弁護士 (フィリピン法)
Edson Byron K. Sy	弁護士 (フィリピン法)
Kurt Glen T. Yeung	弁護士 (フィリピン法)
Michael Marlowe Uy	弁護士 (フィリピン法)
Rogelio Benjamin J. Redoble	弁護士 (フィリピン法)
Mark John T. Yeung	弁護士 (フィリピン法)
Michaela L. Camitan	弁護士 (フィリピン法)
Ma. Elaine E. Marcilla	弁護士 (フィリピン法)
Kathleen B. Babasa	弁護士 (フィリピン法)
Michael Kent M. Matawaran	弁護士 (フィリピン法)
Kirsten Denise B. Habawel-Vega	弁護士 (フィリピン法)
Victoria Shade L. Vios	弁護士 (フィリピン法)

フィリピン提携事務所員数：15名  
(2024年4月1日時点)

※ SKY LAW はフィリピン法に基づいて設立された独立ローファームで、One Asia 法律事務所の提携事務所となります。

なお、難波は One Asia 法律事務所に、大場及び Cainday はフィリピン国内の独立事務所に所属しており、SKY Law の所属ではありません。



# One Asia Lawyers Group カンボジア提携事務所

## MAR & Associates Law Firm

連絡先（日本語対応可）

**Tel** +855-23-640-5621

**Email** shigeki.yoshida@oneasia.legal

**Address** MAR & Associates Law Firm:  
2nd Floor, Phnom Penh Tower, #445, Monivong Blvd (St. 93/232),  
Sangkat Boeung Pralit, Khan 7 Makara, Phnom Penh, Cambodia



カンボジアは、インドシナ半島の中心という地理上の要衝に位置していること、若くて廉価な労働力が豊富であること、フン・マネット首相率いるカンボジア人民党による政権が長期継続し政治が安定していること、外資規制が極めて少なく外国からの投資の受け入れ体制が整っていることなどから、今後、アジアで最も発展していく国の一つと評価されています。

また、ベトナム、タイと国境を接し、賃金コストが上昇してきた両国との分業体制が取りやすい地勢的条件も、投資を後押しし、日本企業にとってアジア域内での最適生産を担う有力国の一つとされています。

カンボジア提携事務所においては、カンボジア法、そしてカンボジアにおける実務の運用に詳しい専門家が、あらゆる法分野に対応できる体制を整えております。長年、労働仲裁委員会の委員を務める、カンボジアを代表する弁護士がヘッドを務めており、カンボジアにおける関係当局との強いパイプを築き上げております。

現地に駐在する日本人弁護士も、カンボジアでの長きにわたる実務経験を有しており、現地弁護士と連携しながら、実務的かつ機敏な対応を行っております。

### Firm Members

Mar Samborana	代表弁護士 (カンボジア法)
吉田 重規	弁護士 (日本法)
村上 暢昭	弁護士 (日本法)
今 江里花	アドバイザー
宮下 愛	マネージャー
泉 智恵	マネージャー
Hor Ritheavy	マネージャー
Chea Kimheang	マネージャー
Mar Vongvibol	マネージャー
Mar Kolvirya	パートナー弁護士 (カンボジア法)
Ouk Chanchakrya	弁護士 (カンボジア法)
Prak Chanden	弁護士 (カンボジア法)
Chum Charya	弁護士 (カンボジア法)
Bun Pronh	弁護士 (カンボジア法)
Kim Boryna	弁護士 (カンボジア法)
Chourp Tola	弁護士 (カンボジア法)
Samsak Rachana	シニア・アソシエイト
Som Ratana	シニア・アソシエイト
Thoun Puthearong	シニア・アソシエイト
Ly Teng	シニア・アソシエイト
Lim Sokhom	シニア・アカウンタント
Sith Socharakvatey	シニア・アカウンタント
Sman Sreyden	シニア・アカウンタント
Morn Narann	アソシエイト
Tann Somnea	アソシエイト
Sngourn Thearany	アソシエイト
Chhom Lyda	アソシエイト
Phang Vimeanbopha	アソシエイト
Ann Chansomalis	アソシエイト
Ang Chenda	アソシエイト
Saing Lyneth	アソシエイト
Lim Bunna	アソシエイト
Hem Lai	アソシエイト
Rattana Phollika	アソシエイト
Heng Sovanmealea	アカウンタント
Hok Sivching	アカウンタント
Thorn Sreysros	アカウンタント
Nhuek Sovanpanha	アカウンタント
Chhom Chhailalin	アカウンタント

カンボジア提携事務所員数：39名  
(2024年4月1日時点)

※ Mar & Associates Law Firm は、カンボジア法に基づいて設立された独立したローファームで、One Asia 法律事務所の提携法律事務所となります。

※ 弁護士と表記がない者（マネージャー、アソシエイト、アカウンタント等）については、弁護士資格を有していません。



# One Asia Lawyers Group ラオス提携事務所

## Phanthaly Law

連絡先（日本語対応可）

**Tel** +856-20-5453-0065

**Email** satomi.uchino@oneasia.legal / yuto.yabumoto@oneasia.legal

**Address** Phanthaly Law / One Asia Lao Co., Ltd: 2nd Floor, Vieng Vang Tower, Bourichane Road, Unit 15, Dongpalane Thong Village, Sisattanak District, Vientiane Capital, Lao PDR



ラオスへの直接投資は法制度の整備とともに、今般、急増しています。タイの約3分の1という低廉な賃金に加えて、タイ語とラオス語の類似性から、日本からだけではなく、在タイ日系企業のラオス進出「タイ・プラスワン」の進出が増加しています。また、アジア諸国中で、最大級の恩典がある経済特区への進出も魅力の一つです。また、ASEANのバッテリーと呼ばれるように水力発電は順調に伸びており、また鉱物などの天然資源にも恵まれた国であり、政府コンセッション事業も増加しています。

また、法律と実務の乖離が大きいラオスでは、法律に加えて、実務と現地のネットワークが重要となります。

ラオス提携事務所においては、ラオスでの実務経験が豊富な現地専門家とラオス語対応可能な日本人コーディネーターが、法律、実務、築き上げたネットワークを駆使し、真摯に対応します。また、現地代表弁護士は、弁護士協会の副会長を務めているなど、関係当局との強いパイプを築き上げております。

### Firm Members

Viengsavanh Phanthaly 代表弁護士（ラオス法）

内野 里美 マネージャー

Saosakhone Oudomsouk 弁護士（ラオス法）

Alisaman Phommachanh 弁護士（ラオス法）

Hounghueang Thammavong 弁護士（ラオス法）

松本 三千代 アドミンスタッフ

ラオス提携事務所員数：6名  
(2024年4月1日時点)

※ Phanthaly Law は、ラオス法に基づいて設立された独立したローファームで、One Asia 法律事務所の提携法律事務所となります。

# One Asia Lawyers Group ミャンマー提携事務所

## Legal Steps Legal Consulting Limited

連絡先（日本語対応可）

**Tel** +95-925-272-3921

**Email** kazuki.sano@oneasia.legal

**Address** 1) Legal Steps Legal Consulting Limited:  
Room (112/113), Building (1), Hotel Yangon,  
Corner of Pyay Road & Kabaraye Pagoda  
Road, 8 Mile, Mayangone Township, Yangon,  
Myanmar.  
2) No. (A-3), Taw Win Road, 9 Mile, Mayangone  
Township, Yangon, Myanmar.



ミャンマーでは、経済封鎖が解除されたために、近年、外国からの企業進出・投資が一気に増加しています。

また、ミャンマーは、豊富な労働力・資源を有するがゆえに、「アジア最後のフロンティア」とも呼ばれ、アジア域内の長期的なポテンシャルは随一と言われています。

しかし、法律が未整備であることは否めず、今後、会社法、知的財産、競争法、仲裁法などをはじめ、数多くの法律の公布・改正が行われるものと思われます。

ミャンマー提携事務所においては、今後、新たに発表、改正されていく法律を精査し、研究していくとともに、法律と実務の乖離を的確に把握し、実務的なアドバイスを提供してまいります。このため、ミャンマーでの実務経験が豊富な現地専門家を起用し、現地に駐在する日本人専門家がフォローをする体制を整えております。

### Firm Members

Dr. May San Pwint	代表弁護士（ミャンマー法）
佐野 和樹	弁護士（日本法）
Ei Ei Thu	マネージャー
Dr. Zarchi Aung	弁護士（ミャンマー法）
Kyar Phyu Wutt Yee	弁護士（ミャンマー法）
Hein Min Lett	弁護士（ミャンマー法）
Nwe Ni May Win	弁護士（ミャンマー法）
Thuta Zaw	マネージャー
Kay Khaing Win	弁護士（ミャンマー法）
Su Su Win	弁護士（ミャンマー法）
Hsu Myat Noe	パラリーガル
Wai Yan Moe	会計士

ミャンマー提携事務所員数：12名  
(2024年4月1日時点)

※ Legal Steps Legal Consulting Limited は、ミャンマー法に基づいて設立された独立したローファームで、One Asia 法律事務所の提携法律事務所となります。

# One Asia Lawyers Group 南アジア提携事務所

Mulberry Law LLP (インド)  
Bangladesh Legal Counsel (バングラデシュ)  
Infinity and Partners (ネパール)  
Azam chaudhry Law Associates (パキスタン)  
Clementi Legal (スリランカ)

連絡先 (日本語対応可)

Tel +91-8287849964

Email kimiyoshi.shimura@oneasia.legal



インドは、14億人もの人口、高いGDP成長率、若く優秀な人材、手厚く整備された特定投資分野に対する恩恵等の投資環境から、多くの日本企業が進出しています。近年では、製造業のみならず、不動産、金融、サービス業等の進出も増加し、その重要性は高まるばかりです。

バングラデシュでは、豊富な人口、若く低廉な賃金の労働者を背景に、多くの日系製造企業がバングラデシュに進出しております。日系工業団地の整備やインフラ関連プロジェクトも急増しています。

スリランカは、インド、中東、アフリカ等の新興国や欧州への海上輸送ハブ拠点として存在感を増しつつあります。スリランカでは、一般的に高い教育水準と英語能力を備えているにも関わらず、人件費も低廉です。

パキстанは、人口2億人を超える新興市場として注目されています。インダス文明に遡る古い歴史があり、天然資源も豊富です。外資規制も比較的緩やかで、外国投資を積極的に奨励しています。

ネパールは、インドと中国に挟まれた戦略的に重要な位置にあり、インドとはオープンボーダーで1次産品の貿易は無関税、中国とは8,000品目に及ぶ無関税協定を締結しています。また、豊富な水資源を利用した水力発電のポテンシャルも高いです。

南アジア提携事務所では顧客のニーズにこたえて、南アジアプラクティスを強化し、南アジアに駐在する日本人弁護士と現地弁護士が協働する形で、きめこまやかなリーガルサービスを提供する体制を、南アジア(インド・バングラデシュ・スリランカ・パキスタン・ネパール)で整えています。

## Firm Members

志村 公義	南アジアプラクティス グループ代表弁護士 (日本法)
山田 薫	パラリーガル
Pankaj Singla	インド代表弁護士 (インド法)
Abhishek Bansal	弁護士(インド法)
Priya Sharma	アソシエイト(インド法)
Somya Bhargava	アソシエイト(インド法)
Charu Trivedi	アソシエイト(インド法)
Priyanka Gaur	アソシエイト(インド法)
Omar H. Khan	バングラデシュ代表弁護士 (バングラデシュ法)
Mohammad Qasim Qureshi	パキスタン代表弁護士 (パキスタン法)
Sheikh Danish Iftikhar	弁護士(パキスタン法)
Narayan Chaulagain	ネパール代表弁護士 (ネパール法)
Lekha Bhattarai	弁護士(ネパール法)
Charana Kanankegamage	スリランカ代表弁護士 (スリランカ法)

(2024年4月1日時点)

※ いずれも、各現地法に基づいて設立された独立したローファームで、One Asia 法律事務所の提携法律事務所となります。



# One Asia Lawyers Group オーストラリア/ニュージーランド提携事務所 Legal Vision Pty. Ltd.

連絡先

**Tel** +61 2 8074 7400

**Email** miki.kato@oneasia.legal

**Address** Legal Vision Pty. Ltd.

Head Office (Sydney)

Melbourne

Brisbane

Perth

Auckland, New Zealand

Level 2, 241 Commonwealth Street Surry Hills NSW 2010

Level M2, 525 Collins Street, Melbourne VIC 3000

Level 38, 71 Eagle Street Brisbane QLD 4000

Level 29, 221 St Georges Terrace Perth WA 6000

41 Shortland Street, Auckland 1010



オーストラリア、ニュージーランドは、世界有数の資源国であり、多くの商社、電力会社、ガス会社などのエネルギー会社、各種メーカーなどが活発に事業を行っています。また、資源セクター以外でも、幅広い分野において主要先進国の中でもトップレベルの経済成長率を誇っており、金融サービス、食料品、農業・牧羊業、自動車、機械、不動産などの成長著しい産業に、多くのグローバル企業・日本企業がビジネスを展開しています。

オーストラリア、ニュージーランドのいずれの法域も、安定した政治、コモン・ローの透明度の高い法律・司法制度、比較的緩やかな外資規制などを背景に、近年の規制緩和、市場の自由化、公的機関の民営化など大胆な構造改革によってさらに投資が増加しており、多くのグローバル企業・日本企業が、東京・シンガポールなどの統括会社を通

じて、オーストラリア・ニュージーランドのマネジメントを行っています。

オーストラリア・ニュージーランドの提携事務所である Legal Vision は数々の賞を受賞した総合法律事務所であり、オーストラリア、ニュージーランドの様々な産業の企業、大企業、新興企業を支援しています。また、現地においてはオーストラリア法の資格を有し法務経験を有する日本人の専門家がサポートを行っています。このようにオーストラリア/ニュージーランド提携事務所では、経験豊富で専門的なオーストラリア弁護士とコモン・ローの法域に資格を有する日本人弁護士が協働してオーストラリア、ニュージーランドに進出する企業のために模範的なアドバイスを提供しております。

## Firm Members

加藤 美紀	ジャパンデスク代表 弁護士 (オーストラリア法)
佐藤 友紀	オーストラリア法有資格者
Reuben Cher	弁護士 (オーストラリア法)
Emmanuel Giuffre	弁護士 (オーストラリア法・ニュージーランド法)
Jill McKnight	弁護士 (オーストラリア法・ニュージーランド法)
Emma Jervis	弁護士 (オーストラリア法)
James True	弁護士 (オーストラリア法)
Kirstin McKnight	弁護士 (オーストラリア法・ニュージーランド法)
Georgina Toomey	弁護士 (オーストラリア法・ニュージーランド法)
Rebecca Jones	弁理士 (商標) (オーストラリア法、ニュージーランド法)
Rebecca Wood	弁護士 (オーストラリア法)
Anthony Satti	弁護士 (オーストラリア法)
James Schoeffler	弁護士 (オーストラリア法)
Yin Chiew	弁護士・登録移民法務士 (オーストラリア法)
Jodie Thomson	弁護士 (オーストラリア法)
Sophie Mao	弁護士 (オーストラリア法・ニュージーランド法)
Gemma Abbey	弁護士 (オーストラリア法)
Alexandra Perry	弁護士 (オーストラリア法・ニュージーランド法)
Helen Young	弁護士 (オーストラリア法)
Sarah Aldersley	弁護士 (オーストラリア法)
Tuhina Mukhraiya	弁護士 (オーストラリア法・ニュージーランド法)
Kristine Biason	弁護士 (オーストラリア法)
Jennifer Hilmer	弁護士 (オーストラリア法)
Joel Hayden	弁護士 (オーストラリア法)
Lesly Ann Cho	弁護士 (オーストラリア法)
Robert Nay	弁護士 (オーストラリア法)
Chris Elias	弁護士 (オーストラリア法)
Corinne Whelan	弁護士 (オーストラリア法)
Bianca Reynolds	弁護士 (オーストラリア法)
Estelle Nam	弁護士 (オーストラリア法)
Lindsay Zeloof	弁護士 (オーストラリア法)
Andrew Barr	弁理士 (商標) (オーストラリア法)
Charlotte Hale	弁護士 (オーストラリア法)
Vanessa Swain	弁護士 (オーストラリア法)
Sian McLachlan	弁護士 (オーストラリア法)
Matthew DeRusha	弁護士 (オーストラリア法)
Andrew Farah	弁護士 (オーストラリア法)
Amelia Bowring Stone	弁護士 (オーストラリア法)
Lauren McKee	弁護士 (オーストラリア法・ニュージーランド法)
Astrid Rivalland	弁護士 (オーストラリア法)
David Kerr	弁護士 (オーストラリア法)
Ingrid Wright	弁護士 (オーストラリア法)
Robert Chen	弁護士 (オーストラリア法)
Joel George	弁護士 (オーストラリア法)
Julia Simonovska	弁護士 (オーストラリア法)
Cameron Graf	弁護士 (オーストラリア法)
Jessica Anderson	弁護士 (オーストラリア法)
Sophie Joselyn	弁護士 (オーストラリア法・ニュージーランド法)
Sahil Verma	弁護士 (オーストラリア法)
Graci Chen	弁護士 (オーストラリア法・ニュージーランド法)
Gerardus Elwell	弁護士 (ニュージーランド法)
Kathryn Wallace	弁護士 (ニュージーランド法)
Gerardus Elwell	弁護士 (ニュージーランド法)
Miles Guggenheimer	弁護士 (オーストラリア法)
Jessica Anderson	弁護士 (オーストラリア法)
Simon Hillier	弁護士 (オーストラリア法)

Nina Vanderlaan	弁護士 (ニュージーランド法)
Dan Kim	弁護士 (ニュージーランド法)
Ruby Mills	弁護士 (ニュージーランド法)
Louise Miao	弁護士 (ニュージーランド法)
Blythe Dingwall	弁護士 (オーストラリア法)
Dickson Wu	弁護士 (オーストラリア法)
Christopher Parker	弁護士 (オーストラリア法)
Sarah Roberts	弁護士 (オーストラリア法)
Silje Andersen-Cooke	弁護士 (オーストラリア法)
Sophie Pemberton	弁護士 (オーストラリア法・ニュージーランド法)
Akshaya Sivakumar	弁護士 (オーストラリア法)
Atticus Saunders	弁護士 (オーストラリア法)
Thomas Linnane	弁護士 (オーストラリア法)
Angelo Mazzone	弁護士 (オーストラリア法)
Annalise Catania	弁護士 (オーストラリア法)
Caroline Snow	弁護士 (オーストラリア法)
Natasha Naude	弁護士 (オーストラリア法)
Angie Lum	弁護士 (オーストラリア法)
May Preedeesanit	弁護士 (オーストラリア法)
Chloe Widmaier	弁護士 (オーストラリア法)
Ushna Bashir	弁護士 (オーストラリア法)
Julia White	弁護士 (オーストラリア法)
Olivia O'Rourke	弁護士 (オーストラリア法)
Michaela O'Connor	弁護士 (オーストラリア法)
Stephen Drysdale	弁護士 (オーストラリア法)
Zoe Mahon	弁護士 (オーストラリア法)
Aaron Donato	弁護士 (オーストラリア法)
Karthiha Kailasanathan	弁護士 (オーストラリア法)
Karlie Post	商標アシスタント
Ashton Sesel	弁護士 (オーストラリア法)
Harmanjot Kaur	弁護士 (オーストラリア法)
Kaku Caro	弁護士 (オーストラリア法)
Shauna Ng	弁護士 (オーストラリア法)
Jasmine Andrews	弁護士 (オーストラリア法)
Sarah Coningham	弁護士 (オーストラリア法)
Saya Hussain	弁護士 (オーストラリア法)
Amelia Diskoros	弁護士 (オーストラリア法)
Emma Bucholtz	弁護士 (オーストラリア法)
Hanin Naji	弁護士 (オーストラリア法)
Olivia Locascio	弁護士 (オーストラリア法)
Michelle Yang	弁護士 (オーストラリア法)
Shiryn Hagh	弁護士 (オーストラリア法)
Samantha Cobcroft	弁護士 (オーストラリア法)
Stephanie Mee	弁護士 (オーストラリア法)
Millie Doran	弁護士 (オーストラリア法)
Tim Jones	弁護士 (オーストラリア法)
Francis Manuel	弁護士 (オーストラリア法)
Guoxi Bill Wang	弁護士 (オーストラリア法)
Gurpreet Sandhu	弁護士 (オーストラリア法)
Jordan Bramis	弁護士 (オーストラリア法)
Shannon Macdonald	弁護士 (オーストラリア法)

など

オーストラリア/ニュージーランド  
提携事務所員数：113名  
(2024年4月1日時点)

※ Legal Vision は、オーストラリア法に基づいて設立された独立したローファームで、One Asia 法律事務所の提携法律事務所となります。

# One Asia Lawyers Group アラブ首長国連邦(UAE)提携事務所

## Alsuwaidi & Company

連絡先 (日本語対応可)

**Tel** +971 4 321 1000

**Email** info@oneasia.legal

**Address** Alsuwaidi & Company

Dubai : 252 Emarat Atrium Building Sheikh Zayed Road, PO Box 7273, Dubai UAE

Abu Dhabi : 1001 B Blue Tower, Khalifa Street, PO Box 591, Abu Dhabi UAE

Ajman : 602 ACCI Tower, Sheikh Humaid Bin Rashed Road, PO Box 227, Ajman UAE



One Asia Lawyers Groupにおいては、中東におけるグローバル企業・日本企業の活動に対する法的支援に力を入れています。アラブ首長国連邦(UAE)やサウジアラビアをはじめとする中東湾岸諸国においては、石油・ガス関連産業のみならず、国をあげて産業の多角化が目指されており、フィンテック、先端技術分野を含む、多様な事業機会が創出されています。また、トルコ、エジプトは大きな人口・市場を有し、製造業への投資が活発であり、技術大国であるイスラエルは、スタートアップをはじめとして各国の投資家からの投資が集まっています。

One Asia Lawyers GroupのUAEの提携事務所は、Alsuwaidi & Companyです。同事務所は、UAE内に3拠点(ドバイ、アブダビ、アジュマン)を有し、国際的な法律事務所の評価機関であるLegal 500、Chambersなどでトップファームに選出されている総合的な法律事務所です。また、サウジアラビアその他の湾岸諸国、トルコ、イラン、イスラエル等の中東諸国に関する中東全域のビジネス法務について、事業分野を問わず、幅広い経験を有しております。

また、ドバイには企業法務・フィンテックに精通した日本人弁護士が駐在し、現地の法令情報を収集すると共に、中東全域の各国法務人材とのネットワーク強化を図っています。さらに、中東はアフリカへの入り口としても機能しており、中東を通して、アフリカに進出する企業へのサポートも提供しております。

このようにOne Asia Lawyersにおいては、中東のハブであるUAEから、中東全域・アフリカに進出するクライアントのための法的サポートを行う万全の体制を整えております。

### Firm Members

森 和孝	弁護士 (日本法・UAE法)
Mohammed R Alsuwaidi	弁護士 (UAE法)
Ali Alraeesi	弁護士 (UAE法)
Mohammed Lemine	弁護士 (Mauritania法)
Amal Alameri	弁護士 (UAE法)
Reda Hegazy	弁護士 (UAE法)
Suneer Kumar	弁護士 (India法)
Nidal Alsayed	弁護士 (Sudan法)
Rajiv Suri	弁護士 (India法)
Vida Grace Serrano	弁護士 (Philippine法)
Chaouki Tabib	弁護士 (Tunisia法)
Fuad Attyeh	弁護士 (Lebanon法)
Ghassan Hidar	弁護士 (UAE法)
Wael Deyab	弁護士 (UAE法)
Mohamed Elmasry	弁護士 (Egypt法)
Afraa Alhashmi	弁護士 (UAE法)
Ibrahim Jarjoura	弁護士 (Syria法)
Rohan Smith	弁護士 (UAE法)
Merline Dsouza	弁護士 (India法)
Hany Hassan	リーガル・リサーチャー
Ahmed Elaghoury	リーガル・リサーチャー
Patrick Dransfield	クライアント・リレーションズ・ダイレクター

アラブ首長国連邦 (UAE) 提携事務所員数：22名  
(2024年4月1日時点)

※ Alsuwaidi & Company は、アラブ首長国連邦(UAE)法に基づいて設立された独立したローファームで、One Asia 法律事務所の提携法律事務所となります。



# One Asia Lawyers Group サウジアラビア提携事務所

## Faisal Bin Adel Abu Khalaf Office

連絡先（日本語対応可）

**Tel** +966 11 2349911

**Email** info@oneasia.legal

**Address** 2475 Abdel Moneim Bin Al Faqih Street - Hittin Unit  
No. 2 - Riyadh 13512- 6969



サウジアラビアは、文化や伝統を重んじる中東の盟主から、最先端技術、投資、エンターテインメントが集結する世界の文化、経済の主演へと変貌を遂げようとしています。

2016年に公表された「ビジョン 2030」は、その大変革の青写真であり、「活気ある社会」、「盛況な経済」、「野心的な国家」の3つの柱に基づき、具体的な数値目標を設定しています。石油依存型経済からの脱却、経済の多角化を推進し、持続可能な成長を目指すことが目的です。

さらに、約70兆円の予算を誇る未来都市「NEOM」もビジョン 2030の計画の一部であり、世界中から注目されています。また、2022年には会社法の大規模な改革が行われ、一人会社の設立が可能になるなど、進出が容易になりました。法人税が20%、個人所得税が無税という税制もあり、国内外からの投資や移住が増加しています。2029年アジア冬季競技大会、2030年万博の開催国であり、2034年サッカーワールドカップの開催も確定的で、世界規模のイベントを次々と誘致しています。さらに、女性の自動車運転や海外旅行の自由化など、女性の権利や社会的地位の向上のための改革が急激に進み、従来厳格に禁止されていた飲酒やカジノについても規制緩和の議論が進んでいます。これらのサウジアラビアの大改革に世界が注目しています。

One Asia Lawyers Groupのサウジアラビア提携事務所は、Faisal Bin Adel Abu Khalaf Officeです。同事務所は、サウジアラビアの首都リヤドの中心部にオフィスを構え、サウジアラビア国内の様々な企業、金融機関、サウジアラビア総合投資庁、政府機関等にリーガルサービスを提供してきた長年の経験を有しています。同事務所の創設者で代表弁護士のFaisal Bin Adel Abu Khalafは、サウジアラビア司法省公認の国際仲裁人及び公証人を務め、サウジアラ

ビアのスポーツ紛争会議所のプレジデントでもあり、国際取引から国内案件の紛争解決まで幅広い経験を有するプロフェッショナルです。

また、サウジアラビアには企業法務・フィンテックに精通した日本人弁護士が駐在し、現地の法令情報を収集すると共に、まずは、ドバイとリヤドという中東の最重要ポイントを押さえることで中央全域の各国法務人材とのネットワーク強化を図っています。中東最大の経済規模を誇り大改革の真只中のサウジアラビアでの日本企業のプレゼンスを高めることに少しでも貢献すべく同国に進出するクライアントのための法的サポートを行う万全の体制を整えております。

### Firm Members

森 和孝	弁護士（日本法・UAE法）
Faisal Adel Abu Khalaf	弁護士（サウジアラビア法）
Mohammad Ibrahim Al Sobeihi	弁護士（サウジアラビア法）
Othman Mohammed Al Akeel	弁護士（サウジアラビア法）
Faris Fahad Al Dossari	弁護士（サウジアラビア法）
Abdelraouf Essa Al Farawan	リーガルアドバイザー
Cyrille Naffah	リーガルアドバイザー
Hala Abdulaziz Edris	リーガルアドバイザー
Naif Waleed Al Ghamlass	修習弁護士
Waleed Mohammed Alafeef	IT担当

サウジアラビア提携事務所員数：10名  
(2024年4月1日時点)

※ Faisal Bin Adel Abu Khalaf Office は、サウジアラビア法に基づいて設立された独立したローファームで、One Asia 法律事務所の提携法律事務所となります。



ONE ASIA LAWYERS

[www.oneasia.legal](http://www.oneasia.legal)